

## 2 就業形態別労働者の割合

平成24年10月1日現在の一般労働者の割合は73.7%、そのうち「雇用期間の定めが無い」労働者の割合は87.5%、「雇用期間の定めが有る」労働者の割合は12.5%となっている。短時間労働者の割合は21.2%、そのうち「雇用期間の定めが無い」労働者の割合は39.0%、「雇用期間の定めが有る」労働者の割合は61.0%となっている。臨時労働者の割合は2.4%、派遣労働者の割合は2.8%となっている。

男女別にみると、男では一般労働者は86.5%、短時間労働者は9.7%、女では一般労働者は57.6%、短時間労働者は35.5%となっている。

また、就業形態別に性別の割合をみると、一般労働者は男65.2%、女34.8%、短時間労働者は男25.5%、女74.5%、臨時労働者は男36.7%、女63.3%、派遣労働者は男44.5%、女55.5%となっている。（参考表2）

産業別に就業形態別の割合をみると、短時間労働者では、「宿泊業、飲食サービス業」が49.3%、「小売業」が45.3%と他の産業に比べ割合が高くなっている。また、派遣労働者では「情報通信業」で9.0%と他の産業に比べ割合が高くなっている。

事業所規模別にみると、事業所規模が小さくなるほど短時間労働者の割合は高くなっている。（参考表3）

参考表2 就業形態、性別労働者数の割合

(単位：%)

性	就業形態の割合									
	総数	一般労働者	雇用期間の定めが		短時間労働者	雇用期間の定めが		臨時労働者	派遣労働者	
			無い	有る		無い	有る			
計	100.0	73.7 (100.0)	(87.5)	(12.5)	21.2 (100.0)	(39.0)	(61.0)	2.4	2.8	
男	100.0	86.5 (100.0)	(90.7)	(9.3)	9.7 (100.0)	(39.3)	(60.7)	1.6	2.2	
女	100.0	57.6 (100.0)	(81.4)	(18.6)	35.5 (100.0)	(39.0)	(61.0)	3.4	3.5	

  

性	性別の割合									
	総数	一般労働者	雇用期間の定めが		短時間労働者	雇用期間の定めが		臨時労働者	派遣労働者	
			無い	有る		無い	有る			
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
男	55.5	65.2	67.6	48.3	25.5	25.6	25.4	36.7	44.5	
女	44.5	34.8	32.4	51.7	74.5	74.4	74.6	63.3	55.5	

注：1) ( )は、一般労働者、短時間労働者をそれぞれ100とした割合である。

2) 参考表1の注：2)を参照。

参考表3 産業・事業所規模、就業形態別労働者数の割合

(単位：%)

産業・事業所規模	総数		一般労働者	雇用期間	雇用期間	短時間労働者	雇用期間	雇用期間	臨時労働者	派遣労働者
				の定めが無い	の定めがある		の定めが無い	の定めがある		
総産数	(100.0)	100.0	73.7	64.4	9.2	21.2	8.3	12.9	2.4	2.8
鉱業、採石業、砂利採取業	( 0.0)	100.0	93.3	82.9	10.4	3.2	2.0	1.2	2.5	1.1
建設業	( 5.7)	100.0	90.8	84.0	6.8	3.7	1.8	1.9	1.6	3.9
製造業	(17.7)	100.0	85.2	77.2	8.0	9.5	4.4	5.1	0.7	4.6
電気・ガス・熱供給・水道業	( 0.6)	100.0	93.6	90.4	3.2	4.2	0.4	3.7	0.6	1.6
情報通信業	( 3.3)	100.0	86.4	80.6	5.8	4.2	1.4	2.8	0.4	9.0
運輸業、郵便業	( 6.8)	100.0	83.8	73.5	10.4	12.7	3.7	9.0	1.3	2.2
卸売業、小売業	(19.2)	100.0	61.2	54.4	6.7	32.8	13.0	19.8	4.1	2.0
卸売業	( 6.4)	100.0	88.5	82.0	6.4	7.6	3.3	4.3	0.8	3.0
小売業	(12.8)	100.0	47.5	40.6	6.9	45.3	17.8	27.5	5.7	1.5
金融業、保険業	( 3.1)	100.0	83.1	75.9	7.2	10.8	1.3	9.5	0.8	5.3
不動産業、物品賃貸業	( 1.5)	100.0	81.6	69.6	12.0	13.3	3.8	9.5	1.4	3.6
学術研究、専門・技術サービス業	( 2.8)	100.0	86.5	78.2	8.3	7.6	2.3	5.2	1.3	4.7
宿泊業、飲食サービス業	( 8.3)	100.0	48.9	37.4	11.4	49.3	22.7	26.5	1.1	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	( 3.7)	100.0	63.3	49.6	13.7	30.9	12.6	18.3	4.1	1.8
教育、学習支援業	( 6.0)	100.0	75.2	65.4	9.8	19.3	3.9	15.4	4.1	1.3
医療、福祉	(12.8)	100.0	72.7	64.3	8.3	23.4	10.4	13.0	2.9	1.0
複合サービス事業	( 0.7)	100.0	89.0	75.2	13.8	7.1	0.8	6.3	3.2	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	( 7.7)	100.0	69.8	52.1	17.8	23.2	6.5	16.7	4.2	2.8
事業所規模										
1,000人以上	( 6.7)	100.0	80.9	70.0	10.9	13.8	1.2	12.6	0.6	4.6
300～999人	(10.1)	100.0	77.7	66.6	11.1	16.6	2.4	14.2	0.9	4.7
100～299人	(15.9)	100.0	76.0	64.8	11.2	18.8	4.4	14.4	1.5	3.7
30～99人	(26.7)	100.0	72.2	62.6	9.6	22.9	7.5	15.4	2.6	2.3
5～29人	(40.6)	100.0	71.5	64.0	7.5	23.3	12.9	10.4	3.3	1.9

注：1) ( ) は、総数を100とした産業、事業所規模ごとの割合である。

2) 参考表1の注：2)を参照。